

昭和五年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言

情勢を大胆に認識しよう! ..... 2  
大会決議にもとづき

「新宣言」批判の「調査・研究・討論」を強めよう! ..... 3

資料1 新宣言に関する決議 ..... 7

当面の労働者階級の任務を明示 ..... 8

— 松永裕方著『労働戦線「統一」と労働者階級』を読む —

伝説の国アトランティス ..... 14

— プラトンの二つの誤り —

反共主義と朝鮮戦争 ..... 16

— KAL機「行方不明」事件の理解のために(四) —

資料2 KAL機事件と人権侵害真相調査団報告 ..... 17

編集部だより ..... 13

# 旬刊 社会通信

NO. 365

一九八八年四月二日

一九八八年四月二日発行  
(毎月一日・十一日・二十日・三回発行)

## ■巻頭言■

## 情勢を大胆に認識しよう！

三池労組は「長期抵抗路線」を提起するにあたって、「現状を大胆に認識しよう」と呼びかけた。その一節はこう提起する。

「このような現状をズバリといえば、三池闘争における事態収拾以来の彼我の力関係では明らかにわが方が受け身にたたさされているということである」

「長期抵抗路線とは何か」の一節は、この現状認識のあとに続いている。

情勢分析とは、階級間の力関係の分析である。敵の強さと弱さ、攻撃の特徴、味方の強さと弱さと反撃の士気（これらはすべて、敵の攻撃との関連の中で把握することができる）の把握の上に、全体としての力関係を分析することである。そして方針は、この情勢分析を踏まえなければ、確信あるものにならない。

これらは、活動家には先刻御承知のことばかりである。だが、そのことが、実際に行われているかどうか、問題はそこにある。

個々の戦線の情勢は別として、情勢全体は、全体としての彼我の力関係は劣勢であると言わざるを得ない。このことを率直に認めることは、少なからぬ活動家にとってつらいことである。だが現実には現実である。三池の先輩たちがそうしたように、われわれは情勢を大胆に認識しなければならない。その上で、ハラを据えて方針を確立しなければならない。そうしなければ、われわれは正しい方針を持つことができない。

個々の職場、個々の企業、個々の地域の情勢に目を奪われてはならない。自分の怒り、敵の不当性にとらわれてはならない。今問題にすべきは、全体の力関係であり、「どうあるべきか」ではなくて、「どうあるか」なのである。

とりわけいましめあうべきなのは、主観主義である。その典型は「客観情勢は成熟しているが、主体的情勢が不十分」式の情勢分析である。この立場からすれば、「問題はわれわれの決意のみであって、その決意があり実践に踏み切れば、われわれが勝利する条件はある」ということになる。

だが、客観情勢とは何か？ 主体的情勢とは何なのか？

資本制生産は、労働者の闘いと無関係には存在し得ない。そして資本制生産は、それが蓄積する矛盾を武器に労働者の隊列を、何回でも何十回でも分断する。

どこまでが、客観的で、どこまでが主体的なのか。

われわれの情勢分析は、このようなものであってはならない。われわれの情勢分析は、階級間の力関係の分析であることを強調するゆえんである。

情勢分析、情勢認識を一致させなければならない。急がなければならない。なぜなら、われわれは全体としては劣勢に立たされているからである。ますます強化される敵の攻撃に對して、どう立ち向うか、一致した方針が今ほど望まれる時はないからである。

情勢を大胆に認識しよう！

# 大会決議にもとづき 「新宣言」批判の「調査・研究・検討」

## を強めよう！

大会決議違反の書記長答弁

さる二月一日〜三日に開かれた第五三回社会党大会で、社青同の代議員が「新宣言」批判の発言をしたのについて、山口書記長が、答弁のなかで「新宣言が誤りとはいったい機関決定をどう理解しているのか、議論を積み重ね大会で満場一致決定したのに、それを批判するとはけしからん」という趣旨のことを、少し声を荒だて述べるといふ一幕があった。

だが、「新宣言」というのは、あくまで「新宣言に関する決議」（以下「大会決議」といふ）とともに「満場一致決定した」のだということ、書記長はいつたいお忘れになったのだろうか。いや、昨年の大会で、愛媛の真鍋代議員が、貴発行の「愛と知と力による創造」という「新宣言」パンフレットに「大会決議」が載っていないのはどういふことだと追及したのになし、山口書記長は「率直におわびする」と陳謝するとともに今後は決議も掲載するようにしたいと答弁したのだから。いまさら忘れていたとはいえぬはずである。ところが、昨年の大会でのこの約束は一向に果たされなかつたばかりか、今年の大会でも「大会決議」のほうはまったく無視しておいて、「いつたい機関決定をどう理解しているのか」というのだから恐れている。「いつたい機関決定をどう理解しているのか」と非難されるべきは、本当は執行部のほうでなければならぬのだ。

そればかりではない。「大会決議」の第三項には「今後、内外情勢の変動やわが党をめぐる主体的・客観的諸情勢の変化が予想されるので、時代的に確に対応しうるように党各機関で調査、研究、検討し、その成果を今後新宣言に反映させていく」という規定がある。つまり、「内外情勢の変動やわが党をめぐる主体的・客観的諸情勢の変化」をふまえて、その誤りを克服していくための討論が保障されているのである。そういう「調査、研究、検討」のための討論を「党各機関」でたえず行ないうる保障をちとつたことが、この「大会決議」の最大の成果の一つだったのである。

われわれは「新宣言」に断固として反対しつづけてきたし、いまも反対であるが、いまだちに「新宣言」自体を直接に否定したり、改訂したりする運動を起こそうとしていないのは、この「大会決議」をちとつたからである。この「大会決議」に依拠して、ねばり強い思想闘争、とりわけ反独占階級闘争、大集運動を起こしその審議の検証を通じて「新宣言」の誤りを克服していくことができるし、またそうしなければならぬと確認したからである（社会主義協会出版局発行「社会主義協会と社会党」一一四〜一五頁参照）。

したがって、「党各機関」の最高の機関である党大会において、「新宣言」の批判をいっさい許さぬがごとき態度は、そもそも「機関決定をどう理解しているのか」などといった程度の問題ではなく、それこそ「大会決議」という「機関決定」違反の問題なのである。

## 新宣言の理論的基礎

社青同の代議員も指摘したように、「新宣言」の誤りは、二年前の「新宣言」採択直後に行なわれた衆参同日選挙における社会党の大敗によって、早くも露呈したといつてよい。そこで本稿は、「党各機関で調査、研究、検討」を行なうための一視点として、最近の「内外情勢の変動」のなかで、「新宣言」の理論的誤りが、そのもつとも根本的な点においてますます露呈しつつあるということを若干指摘しておこう。

その理論上の問題というのは、「新宣言」の理論的基礎をなす現代社会のとらえ方の問題である。土台をなす現代社会のとらえ方が根本的にまちがっていることが明らかとなれば、その上に組み立てられた「新宣言」の路線は砂上の楼閣のように崩壊してしまうという意味において、それはもつとも根本的な理論的問題なのである。

ところで、いま現代資本主義のとらえ方とはいわずに、現代社会といったのはなぜであるのか？ それは、「新宣言」はいまの社会をもちや資本主義体制ではなく、「混合経済体制」ととらえる立場にたっているからである。そのことは、「新宣言」の第一次レジュメに「混合経済体制のなかで『社会化』をすすめる」と書かれていたのをもみても明らかである。では「混合経済」というのはいったいどういう社会体制であろうか？

『混合経済』論というのは、現代資本主義が国家独占資本主義であることを、おおいやくすためのブルジョア経済理論であり、その理論的基礎は、現代資本主義を私的資本主義を資本主義と社会主義との公私混合の経済とみなす点にある。つまり、国家独占資本主義を資本主義と社会主義との両方の特質をそなえた経済制度として美化したため、社会民主主義者や、改良主義者もこれに同調して、まさに『混合経済体制のなかで『社会化』をすすめる』、『参加と介入』をすすめていけば、革命ぬきに、いつのまにか『社会主義』に接近していけるかのような路線をつくるために、このブルジョア理論を大いに利用したのである。

したがって、民社党や社民連との『歴史的和解』をめざす党内右派が、『新宣言』作成にあたって、『混合経済』論にあらさまに依拠したのはむしろ当然のことといえよう。だから曾我氏（当時の『新宣言』案を起草した曾我裕次中執のこと——引用者）はつぎのように述べている。

『……今は資本主義経済の体制だといわれているが、純粹に資本主義経済体制の国と国家による規制も行なわれている。これはないんですね。そこには計画性が導入されているし、種の混合経済ということができるわけです』（『週刊時事』一九八五年七月二〇日号二八頁）（前掲『社会主義協会と社会党』八一頁）。

## 「混合経済」論と「組織された資本主義」論

それでは、なぜ「混合経済」論に立脚する必要があるのかというと、右の引用文のなかに述べられているように、国家独占資本主義論を放棄しなければ、革命ぬきの「参加・介入」路線を導入することができず、したがって、『道』の路線を変えることはできないからである。つまり、国家独占資本主義論に立脚すれば、その必然的結果としての社会主義革命を放棄することはできないからである。したがって、曾我氏もこの点について、つぎのように述べている。

「…国独資論における国家の役割の増大で、独占資本と国家の「ゆ着」あるいは国家の独占資本への『従属』——そういう規定をあらかじめしてしまえば、国家は独占の階級支配の『道具』という結論がただちに下されることになる。当然、すべての改革は「国家粉砕」のテーゼにつながり、プロレタリアート独裁とのセット論になる。この『国家階級支配の道具論』は、運動論としても参加、介入による民主的改革、もっと言えば平和移行の道を閉ざすこととなり、わが党にとって路線上の重大な問題となる」（『社会新報』一九八五年七月二三日号「新宣言の考え方—曾我副書記長にきく②」——『社会主義協会と社会党』七九頁より）。

ところで、『道』にかわる新たな路線としての「参加・介入」路線が公然と導入されたのは、「八〇年代路線」からであった。だが、この路線ではまだ「混合経済」論はうちだされておらず、「現代資本主義」というきわめてあたりまえのいい方がなされていた。しかし、国家独占資本主義ではなく「現代資本主義」という用語がわざわざ用いられたのは、現代は国家独占資本主義ではないという特別の意味がこめられていた。つまり、国家独占資本主義論の放棄の上になつて、「現代資本主義」という用語が意図的に用いられたのである。さきに述べたように、国家独占資本主義論を否定しなければ、革命ぬきの「参加・介入」路線を導入することはできないからである。

では、なぜこの段階では「混合経済」論（民社党綱領も「混合経済」論に立脚している）を公然とうちだすことを避けたのだろうか。

「……『基本路線をいささかも変更しないとか、『道』にかわるものではなく、『道』の路線そのものを『八〇年代を展望した、今日の内外情勢の変化のなかで、いっそう発展させ、豊富なものにするため』だとか、口さきでは一応いいわけをしながら実質的に『道』の『基本路線』の変更をおすすめしようとしていた『八〇年代路線』作成の段階において、もし国家独占資本主義論を放棄して、いきなり『混合経済』論というアメリカ生まれのブルジョア理論をあからさまにうちだしたとすれば、あまりにも露骨すぎる『大転換』だったといわなければならない。したがって、さすがの学者グループも、この点だけは配慮したとみえて（？）、『混合経済』ではなく、『現代資本主義』というきわめてあたりまえのいい方で、その本質をおおいかくそうとした。つまり、『学者報告』の場合は、『混合経済』論よりむしろ『現代資本主義』それ自体を社会主義への『過渡期』ととらえる一九二〇年代のドイツ社会民主党の『組織された資本主義』論に依拠して、革命ぬきの『参加・介入』路線（『経済民主主義』路線）の導入をはかったのである。したがって、『混合経済』論も『組織された資本主義』論も、一方はアメリカ他方は一九二〇年代のドイツ生まれという違いはあっても、いずれも国家独占資本主義を否定し、体制内『参加』路線に根拠を与える点において、本質的にまったく同一といわなければならない。

ところが、この『学者報告』をうけた理論センターは、『過渡期』を『過程』に訂正した。そのため、資本主義の『過程』自体が『社会主義』だという『過程社会主義』論なるものが生まれるとともに、『現代資本主義』のとらえ方も、『組織された資本主義』論よりむしろ『混合経済』論になつてしまったというべきであろう」（同『社会主義協会と社会党』八〇—八一頁）。

## 株暴落、ドル危機、失業の深刻化等と新宣言の理論的破綻

「組織された資本主義」論も「混合経済」論も、「現代資本主義」がそれ自体としてだんだん「社会主義」に接近していくとらえる「理論」である。だから社会主義革命など必要はなく、体制内に「参加・介入」していけば、いつのまにか「社会主義」が実現されるという「路線」が導きだされることになる。だが、そのためには、資本主義の基本的矛盾が資本主義の枠内でしだいに除去されていくという前提にたたないと、この「理論」はなりたない。とくに恐慌や失業など資本主義の無政府性が、資本主義自体の組織化・計画化によって除去されていくという前提にたたないとなりたない。「八〇年代路線」が、「現代資本主義」は一九三〇年代とちがって、サミット体制にみられるように資本主義が「組織化」されたから、一九二九年の大恐慌からファシズム、戦争へとつきすすんだ「一九三〇年型の危機」はもはやおこりえないということをさかんに強調した理由は、ここにある。

しかし、実は、この「一九三〇年代型の危機」がおこる直前にも、ほかならぬ「組織された資本主義」論によって同じことがいわれていたのである。ところが、一九二九年の大恐慌は現実に起こり、「組織された資本主義」論は現実に破産した。この「理論」によれば、資本主義の「組織化」によって資本主義に固有の無政府性も恐慌も除去されていくはずであったのに、除去されるどころか、あの未曾有の世界大恐慌が爆発したのであるから、その大爆発とともにこの「理論」も吹き飛ばされてしまったのは当然である。

だが問題は、ただ現実的に破産しただけであって、その誤りが理論的・実践的に克服されたのではないというところに、当時の悲劇があった。すなわち、当時の労働者階級の大部分が「参加・介入」路線にまきこまれ、右傾化していたために、この史上未曾有の資本主義の基本的矛盾の大爆発を社会主義革命によって正しく解決するどころか、この体制的危機のなかから急速に台頭したファシズムを阻止することができなかったために、あの歴史上最悪の悲劇が生まれたといわなければならない。

歴史はくりかえすといわれるが、いま、再び当時と同じような「現代資本主義」のとらえ方が現われ、労働者階級が「参加・介入」路線（「新宣言」路線や「連合」路線）へまきこまれようとしている。だが、当時と異なる点は、まだ完全にまきこまれたわけではない、国労をはじめ右傾化に抵抗する階級的労働運動の潮流が現存しているということである。社会党の左派もまだ「新宣言」の具体化としての安保・自衛隊等党の基本政策の変更を許しておらず、したがって社会党は、憲法改悪・ファシズム反対、戦争反対の立場を堅持している。

そればかりではない。昨年一〇月に突発した「暗黒の月曜日」は、一九二九年の悪夢の再現かと資本家階級の心胆を寒からしめた。もちろん、いまのところこの危機がただちに一九二九年のような大恐慌につながると断定することはできない。しかし、株価大暴落とドル危機など株式、為替相場の激しい乱高下は、資本主義の無政府性は除去されておらず、したがって資本主義の本質が少しも変わっていないことを明らかにした。それがいまのうちに明らかになったということは、一九二九年の当時とちがって、こういう誤れる「理論」をいまのうちに「理論的・実践的な破産に追いこみうる有利な条件が、われわれに与えられたことを意味する。

この反撃の条件のうち、もっとも基本的なものは、いうまでもなく合理化・失業問題で

ある。現在の経済危機が体制的合理化にいっそう拍車をかけ、ますます「資本主義における失業の不可避性」が深刻化していくのは確実だからである。この大量失業情勢は、今後大恐慌のあるなしにかかわらず、一九三〇年代の水準に近づいていくであろう。したがって、反合理化・反失業闘争によって「訓練され組織される労働者階級の反抗の増大」をくみあげ、このたたかいと「資本主義における失業の不可避性」「マルクス経済学の方法」（いずれも向坂逸郎著、社会主義協会出版局発行）など学習とを結合しなければならぬ。

こうして、科学的社会主義と労働運動との結合をはかるなかで「新宣言」路線と「連合」路線を理論的・実践的な破産に追いこみ、「いかなる客観的条件の変化にたいしても適応できる主体的条件の訓練」と「革命条件の成熟を見誤ることなく、社会主義革命を遂行しうる能力をもつ主体の形成への努力」（『社会主義協会の提言』九二頁）に全力をあげることに急務である。

こんどこそ、一九三〇年代の歴史的誤りをくりかえしてはならない！

④ いまの経済危機がただちに大恐慌につながることはもちろん断定できないが、資本主義の本質は変わっていない以上、その基本的矛盾がいつかは「大恐慌として爆発する必然性がある」と考えるほうが科学的である。したがって、向坂先生は「社会主義協会テーゼ」学習のために「のなかでつぎのように述べている。

「それからいま質問された恐慌については、かたちはたしかに変わっている。また世界的関連をもっているという点では、ひじょうにすすんでいる。いままではむかし恐慌と考えたような事情が発生していないわけですが、これは矛盾をさきに追いやっているわけだから、一九二九―三〇（昭和四―五）年のような大恐慌がまったくおこらない、とは考えられない。恐慌は、おなじかたちではないがむしろおこる、と考えたほうが科学的だろうと思う」（『社会主義協会と社会党』（七五頁）。

### 資料1 新宣言に関する決議（全文、一九八六・一・二二）

一、日本社会党は、その貴重な歴史と伝統をふまえて未来を先取りし、広範な勤労者・国民大衆の熱望にこたえ、平和と民主主義、社会主義の発展と新たな時代の創造にむかって決起する。

二、われわれのめざす政権は、自民党にとってかわる社会党の政権であるが、同時にわれわれは、わが党を中心とする連合政権の樹立に全力をつくす。したがって安易な保革連合はとらない。

三、今後、内外情勢の変動やわが党をめぐる主体的・客観的諸情勢の変化が予想されるので、時代に対応しうるように党各機関で調査、研究、検討し、その成果を今後新宣言に反映させていく。

四、社会主義は、理念、運動、政策を含むものであるがことに運動を重視することは当然である。

五、新宣言の決定にいたる過程では、さまざまな論議がかわされた。これらはいずれも強い愛党の精神に立脚し、党の限らない飛躍と発展をこい願ひ、日本の未来を憂うる熱情からでたものである。

新宣言の決定を契機に、全党員は、決意を新たに一九九〇年となって団結し、強く大きく結集して前進するものである。

右決議する。

## 当面の労働者階級の任務を明示

——松永裕方著「労働戦線『統一』と労働者階級」を読む——

### レーニンとマルクス主義

レーニンは「マルクス主義の歴史的發展の若干の特質について」と題された論文で、マルクス主義の本質についてこう語っている。

「われわれの学説は教条ではなくて、行動の指針である——エンゲルスは自分について、また彼の著名な友人について、こう語った。この古典的な命題のなかで、たえず見うしなわれがちなマルクス主義の一つの面が、すばらしい力強さと表現力とをもって強調されている。これを見うしなうと、われわれはマルクス主義を、一面的な、不具な、死んだものにしてしまい、それからその生きた魂を引きぬいてしまい、その根本的な理論的基礎——弁証法、すなわち全面的な、そして矛盾にみちた歴史的發展についての学説——を掘りくずしてしまう。歴史の新たな転回のためごとに変化しうる、その時代の特定な実践的諸任務とマルクス主義との結びつきを掘りくずしてしまう」（岩波文庫『カー・マルクス』、一一一頁）。

ようするに、マルクス主義は「死んだ教条でなく、なにか完結した、できあがった不変の学説ではなく、行動の生きた指針である」（同、一一六頁）というのである。

### 労働は階級闘争の焦点

現在の情勢にどうマルクス主義を「適応」するか。これがマルクス主義者にとつての本課題である。その典型が労働再編問題であろう。

労働再編問題について書かれた本、論文は浜の真砂ほどある。現に私の勉強部屋はこの種の資料で大混乱のありさまだ。連合発足前後に出版された単行本だけでも「総評が消える日——民間先行の労働戦線統一問題」の虚と実（立山学著、ありえす書房）、「労働戦線の全的統一と全民労連の発足」（労働戦線統一問題研究会編、教育労働運動通信編集委員会発行）、「総評の解体を許さず——労働戦線右翼再編に屈服する、総評の『全的統一論批判』（岩波章編著、国際労働運動研究協会）、「これが『連合』だ——総評がなくなる」（小野道浩著、笠原書店）、「壮大なゼロへの道——だれのための全民労連か」（植本慎二著、教育資料出版会）、「総評の末路と階級的ナショナルセンター」（荒堀広著、新日本出版社）等々。

### 気迫あふれる構成

こうした書物にさらに興味ある一書が加わった。松永裕方氏の「労働戦線『統一』と労働者階級」（三池労働運動研究会全国交流会発行）と題された本である。氏は労働運動の実践者として、また研究者として豊かな経験と能力をもつ。なによりも本書の特色は一貫したマルクス主義者として、階級および階級闘争の立場から、労働問題を広く、深く分析し、「いま何をなすべきか」を提起していることだ。氏の問題意識はその目次にも明らかだ。

第一章 全民労連の発足と労働組織の再編／1 全民労連路線に未来はない、2 既存労働組織の解散、3 総評解体阻止の意味、4 全民労連と社会党変質の策動、5 労働運動の消滅とファシズムの危機

第二章 労働戦線統一とは何か／1 路線をめぐる闘いとしての労働問題、2 マルクスの労働組合論、3 階級闘争の一側面としての労働問題

第三章 総評路線の確立と第一次再編運動／1 総評路線を形成したものの、2 総評路線の



根幹としての反合理化闘争、3「民間先行」の条件の確立、4「経営参加」と反合理化闘争の放棄、5第一次再編運動とその挫折

第四章 第二次再編運動と総評路線／1官民分断の進展と総評路線の動揺、2「基本構想」はどのようにして作られたか、3資本への従属による「統一」

第五章 右翼的再編を阻止するために／1当面の焦点としての総評解体阻止、2大衆運動と学習活動の結合、3総評の解散は阻止できる、4階級的統一への展望

この目次からも松永氏が魂身の力をふりしほり、書き上げられた労作であることも明らかであろう。その気迫は読む者の心を打ち、行動に駆りたてずにはおかない。

### 日本の階級闘争の焦点

本書の第三章、第四章に明らかなように、労戦再編問題、そして連合の本質は今日ではほぼ明らかとなった。問題は、「われわれはどうするか」にしばらく来てきたといつて過言であるまい。本書の最大の意義は、この間に真正面から答えていることだ。その問題意識はまことに鋭い。

第一章の2では、「総評の解体を阻止し、従来の総評路線を担う組織を残すことが、…社会党強化の課題とあわせて、ここ数年の日本の階級闘争の焦点」と、こう主張される。

「『全統統一』と称して、総評が事実上同盟・J・C路線に呑みこまれてしまえば、当面日本の労働運動はどのような方向にすすむ可能性があるかを考えておかなければなりません。全民労連は統一労組懇排除の方針に明記しているのですから、これは独立した組織、すなわち統一労組懇がいう階級的ナショナルセンターをつくることになるでしょう。国労をはじめ、全民労連に入らない、あるいは入れない単産が排除されるでしょう。もし総評という組織を残すことができないとすれば、以下のような事態になるでしょう。つまり、従来の同盟・J・C路線にたつ統一ナショナルセンターと、決して大きくない統一労組懇によるナショナルセンターという形になり、どちらにも入れない少数の組合が残るということです。この場合、日教組や自治労などは分裂することが考えられます」(二二頁)。

さらに、八九年秋の総評解散までに、ナショナルセンター化するだろう統一労組懇の限界についても、正しくこう指摘される。

「もし組織の上で、共産党系とそうではない組織に二分された時には、反共主義は単なる言葉の上ではなく、組織上の争いという形を伴って、右傾化の強力なバネとなって作用しかねません。しかも、統一労組懇は決して大きな組織にならないだけでなく、そのセクト主義、教師『聖職』論や『全体の奉仕者』論のように、他方における大衆迎合と労資癒着路線からいって、日本労働運動の階級的強化の中核となることは期待できません」(二三頁)。

### ファシズムの基盤にも

総評の消滅は、日本の将来に何をもたらすか。氏の問題意識の二つめがこれであり、第一章の5でこう指摘される。

「それ（社会党・総評ブロックの消滅と民社・同盟ブロックによる事実上の併呑）は民主主義闘争の主体さえ喪失することになりかねず、そうなれば、日本の平和と民主主義は重大な危機に直面し、資本主義の矛盾の深まりの如何によっては、ファシズムの胎頭を招く危険なしとしない」(二七頁)。

労働運動が体制内化して、なぜファシズムの危険なのか。マルクス主義者松永氏の真骨

頂はここにある。

「資本主義はどんなに労働運動を体制内化することに成功しても、その固有の矛盾の発展をとめることはできません」(二九頁)。

「資本主義は労働運動をどんなに体制内化しても、その危機の深化をさけることはできません。……資本主義体制を守るために、なりふりかまわぬ支配の強化に向う時にファシズムの危機が具体化するのです」(三〇頁)。

「労働組合運動が民主主義闘争の主体でさえなくなる時に、むしろファシズムの危機が増大するのです」(同)。

日本の支配階級は現状に満足しているようにみえる。ファシヨ的な暴力的支配とは無縁なようにみえる。しかし、底流には資本主義の世界的規模での矛盾の渦巻きがある。しかも日本列島は、極東の「不沈空母」の役割を植えつけられている。朝鮮半島の出来事にマスコミが異常な反応を示し、それに世論が誘導されつつあるさまは、松永氏の主張を証明するものだろう。

### 総評解体阻止へ

労働問題はこのような政治的、社会的意味をもっている。われわれはどうたたかうか。第五章がこれだ。

まず、氏は総評解体阻止の運動に全力をあげようと提起する。氏の面目躍如たるゆえんは、たんに抽象的な論議に終わることなく、その指針をハッキリと掲げていることだ。「階級闘争路線を守り、総評の解体を阻止するには、当面以下のとりくみが必要」と三点をあげている。

「第一は、国労のように未加盟単産は全民労連に入らないことをさらに明確にし、全民労連に入らない、あるいは入れない単産が結集し、具体的な運動を展開していくことです。すでに八八春闘懇談会を国労が呼びかけ、大衆運動、闘争強化のとりくみがすすめられています。国労が提起した、反失業 国鉄清算事業団の完全雇用をめざす全国キャラバン行動は、反失業闘争のもりあげをはかるだけでなく、各県にわたって大衆的交流と行動をおこすことよって、大衆運動がなくなった春闘をもちあげる大きな契機となりえます。八八春闘懇談会の諸活動をはじめ、これらの組合が大衆運動をほりおこす中核的役割りを果たすことが求められています。

第二は、全民労連に入った単産でも、全民労連路線の反労働者性を可能なかぎり暴露しながら、総評路線の継承・発展の重要性を訴えていくことが必要です。前記のキャラバン行動の受け入れや八八年春闘などで、地域における大衆的交流や共闘を活発化しながら、全民労連路線批判の意識をできるだけひろげていくようにしなければなりません。

第三は、官公労の各単産におけるとりくみです。いわゆる官公労「統一」問題は、八年の最大の焦点の一つとなります。なぜなら、九〇年に『全統統一』を達成するには、八九年中にその内容が確定し、総評解散の手続きがほぼ完了しなければなりません。そのためには、官公労「統一」の内容が八八年の大会で確認される必要があるからです。つまり、官公労の幹部・活動家は、八八年中に全民労連路線を容認するのか、それを拒否するのか、という態度決定が迫られるのです。

官公労の各単産は、そのほとんどが総評の方針に従って『全統統一』の実現をその方針として掲げています。もちろんその内容は単産によつて異なるし、大会答弁や確認、それに關する討論のつみ重ねがあるわけです。ですからそれを正確に知る必要があります。労働問題は絶えず、既成事実のつみ重ねによるなしくずしの転換がおこなわれてきただけ

に、この点は重要だといわなければなりません。この点を前提にしたうえで、官公労におけるとりくみとして重要だと思われることを述べておきたいと思ひます。

官公労の多くの単産では、『全統一』は全民労連による吸収、合併ではないことが強調されていると思ひます。そのために、全統一は総評四原則、七方針を基本とし、『五項目補強見解』、『三つの問題点』の解決（地方組織の問題は残されているが、全民労連がすでに発足し、国際自由労連に一括加盟した以上、『三つの問題点』は全く無視されて事実が進んだため、その実践的意義は全く失われたが）がはからなければならぬとされています。このことは、当然の結論として、全統一とは官民を問わず、あらゆる単産が無条件に結集するものであって、『進路と役割』のような特定の路線による選別、結集ではない、ということになります。そういう条件が現実においてあるかどうかは別にして、このような方針が大会で決められ、答弁としておこなわれている以上、その実現のために全力をあげなければなりません。そして、とうぜんのことながら、これが実現しない時は真的全統一とはいえないのであるから、これに賛成することはできず、したがって総評解散に賛成することはできないはずで、これらが機関の討議を経て、ちゃんとしたはじめがつけられていく必要があります。そのためにはもちろん、大衆討議が十分におこなわれなければなりません。

大衆討議を基礎にした機関討議がおこなわれるうえで大切なのは、各単産が官公労統一の方針を確立することだと思ひます。官公労統一はなんのために必要なのかという原則を確立することです。それは官公労労働者にかけられている攻撃とたたかい、労働者の焦眉の課題について力を結集するためのものでなければなりません。全林野にかけられている大量首切り攻撃、地方行革や教育臨調などへのたたかい、スト権奪還などの課題のために官公労労働者の結集をはかるものでなければなりません。さらに、官公労『統一』に関する動きを、中央の一部幹部の密室論議に終らせないために、各単産への報告を必ず求め、節々の機関討議が保障される必要があります。統一論議は、労働運動のあり方をめぐるものですから、可能なかぎり大衆討議にかけていく努力を怠ってはなりません。

#### 解散阻止の条件はある

第二に、読者には一見唐突にみえるかもしれないが、「総評の解散は阻止できる」ことが運動論的に、かつ理論的に明らかにされていることだ。具体的にはこうである。

「労働組合の解散は、労働組合法第一〇条によって、『組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議』を要するとされています。総評の規約には、そのどこにも解散の規定がないのですが、重要な事項は大会代議員の三分の二以上の賛成を要するとなっています。組織の解散ほど重要な事項はありませんから、三分の二以上の賛成を要する件であることはいまでもありませんが、私は労組法にのっとっておこなわれるのがスジだと思ひます。さらに総評の規約には、重要案件について単産採決の規定があります。単産の数で過半数の反対があれば決められないことになっています。

全民労連が『全統一』について、路線上の妥協（言葉の上での妥協ではない）を少しもしなないとすれば、官公労の多くの単産は、その大会決定と討論の経過からいって、参加を決定することはできず、総評の解散に賛成するわけにはいかなくなります。国労など未加盟一八単産も、もちろん参加できなくなります。そうすると、解散の案件は四分の三以上になるわけがなく、三分の二にすらとどかないでしょう。また単産採決も過半数に及ばないことになるでしょう。つまり総評は解散できないことになります。

もちろん、なにがなんでも行く単産はあるでしょうし、全民労連から戻ってこない単産が

ほとんどかもしれません。総評が残るといつても今よりはるかに小さくなることは否めません。しかし、各単産が組合民主主義にもとづいて機関決定をおこない、これを尊重するとすれば、官公労の多くの単産、民間の未加盟単産のほとんどは参加しない、あるいは、できないことになり、その数は二〇〇万人を上まわることになるでしょう。このほかに、旧中立労連と純中立の組合が三五〇万人以上もいることを考えれば、さらに大きな組織になっていく可能性があります。その意味でも、全民労連を母体とする『全的統一』が決ったわけではなく、まさにたたかひのさなかにあるのだ、と強調しているのです。」

### 理論と実践の結合

さいごに、「総評解体阻止」の運動がまさにマルクス主義の理論と実践の現代的適応の焦点であることが示される。

「総評解体阻止ということは、決して分裂主義でも極左主義でもありません。日本労働運動の現局面において、主体的に行動しようとするなら、このようにいうほかはありません。そしていちばんまずいのは、運動の歴史や現時点の状況をふまえずに一般論をいうことです。その一つに、レーニンの『共産主義内の『左翼主義』小児病』の中にある共産主義者はどんな反動的労働組合の中でも活動すべきだという言葉によって、総評を残すことがいかにも誤りであるかのような議論がみられることです。

レーニンが批判した、当時の『左派』の議論と行動とは、次のようなものでした。すなわち、共産主義者は社会排外主義者や労働貴族が支配している保守的職業別組合から脱退し、産業別労働組合主義の原則にもとづいて、新しい革命的組織をつくるべきだ、というものです。これはけつきよく『反動的な労働組合の内部で活動しない』ということであり、大衆と離れてしまうことである。だからレーニンは、『大衆のいるところで、かならず活動しなければならぬ』と説いたのです。

このレーニンの主張は全く正しく、何一つ批判すべきものはありません。しかしだからといって、これを、総評を分裂させて全民労連に統合しようとする策動に従うべきだという理論にしようというのは、まったくのすじ違いであり、誤りであるというほかはありません。何度も強調したように、今は、右翼的再編を阻止するたたかひのさなかにあります。全民労連に統合されてしまい、その中で活動すべきかどうかという議論をやっているのではないはずです。私に分らないのは、たたかひのさなかに、なぜ全面敗北した時のことを議論するのかということですが、総評を残すことが可能な条件がある時に、そのためのたたかひに全力をあげることを言わずに、なぜ敗北した後のことだけをいうのかということですが、大切なのは、官公労問題はこれからであり、全民労連に入っていない四〇〇万をこえる民間労働組合の帰趨を含めて、日本労働運動の行手をきめるたたかひのさなかにあるという認識です。」

### 総評センターで総評は継承できない

現在、地方の段階でも「総評八九年解散」に合わせ、再編成が猛烈な勢いで進んでいる。総評固有の運動を守るとして、中央・地方でもこれから活発に論議されるだろう問題が「総評センター」だ。本当にこれで総評労働運動が守れるのだろうか。

氏が理論家であるにとどまらず、実務面にもきわめて明るいことを示すが、この問題についての論術である。氏は「総評センター」で総評運動は残らないと、こう喝破する。

「しかし、総評が解散し、統一ナショナルセンターに合流した後にも、総評路線を実践する組織が残る、つまり運動体としての組織が残るなどということは現実的ではありません

ん。それが可能なら、なにも総評を解散する理由はでてこないでしょう。『民間先行』の流れがつくられて総評が解散に追いこまれているというのが現実であって、にも拘らず運動体が残せるというのは、全くの言いのがれとしかいいようがありません。しかもそれは財政的にも不可能です。

『総評センター』は、各単産が現在の総評会費を確保することによって可能であるかのようにいわれています。細かい話になりますが、具体的なことから、具体的に述べておきたいと思います。というのは、総評の会費は月額九〇円ですが、実際に納入されてきたのは約二〇〇万人だといわれています。実人員が四二〇万ぐらいとすれば、四二―三円にしか相当しません。全民労連の会費は実質二五円ですから、統一ナショナルセンターが全民労連と同じ会費でスタートするとしても、その差は一七円ぐらいいしかありません。今後三年間のうちに会費の値上げは当然予想され、それが仮りに一〇円だとすると、その差は七円程度になってしまいます。しかも、社会・民社両党支持の鉄鋼労連や、政党支持自由の合化労連などが、主として社会党支持問題などについて、総評解散後も今まで通りの会費を納めるということはほとんど考えられません。民間単産のほとんどは、『総評センター』の会費などは払わなくなると考えるのが現実的だろうと思います。つまり、『総評センター』で、総評路線の継承・発展などできるわけがありません。』

#### 本書をすすめる

本書は今年の総評大会から来年の大会へ、そして来年秋の総評解散の臨時大会に向けての、われわれの理論的指針といっても過言ではあるまい。

そのカギは自治労、日教組の仲間がにぎっている。職場で討議がようやく開始されはじめたとき、本書でさらに確信を深めることを期待したい。

(滝野 忠)

※本書のお申し込みは加納克己―島根県大原郡大東町大字下佐世四一〇一六、電話〇八五四四―三―三七七六にお願いします。

### ◇編集部だより◇

▽二つの会議にでた。一つは総評第二回批評、もう一つは「社会党に発言する会」。前者では虚無感が支配し、後者では社会党への期待がおういつしていた。

▽二つの会議の内容については次号で報告する。

▽今号では、従来になく夢のある話題を掲載した。「謎の国アトランティス」についてである。こうした記事もふんだんにとりいれたいのだが、紙面と情勢の関係で思うようにならぬのが残念だ。

▽情勢はきびしい。しかし、「きびしい、きびしい」となげいていても、事態の前進はない。われわれは身体を動かしているはずだ。だとすれば、楽しくやれる目標をもち、身体を動かすことが問われているとはいえないだろうか。

## 伝説の国アトランティス

——プラトンの二つの誤り——

伝説の国アトランティス。その痕跡がいまだに見つからないのはなぜなのか。懐疑主義者は、すべて古代ギリシャの哲学者プラトンの創作であり、アトラスの王宮もアトランティス島も存在しなかったからだとしている。アトランティスはあつたと熱烈に主張する人々は、プラトンの指示どおりに所在地を求めてきた。その結果伝説の国はスカンジナビアにも南極にも、地中海にもペルーにも、大西洋の底にもサハラの中の砂の中にも見つからなかった。

そこでいまもう一度この伝説の唯一の典拠であるプラトンの対話論「ティマイオス」と「クリティアス」を読み直してみようではないか。

### アトランティスとは

アトランティスの話は、アテナイ（アテネ）の政治家ソロンにエジプトの神官たちが語りかされたものを、ソロンの日記にもとづき、二〇〇年後に書き取ったものという形をとっている。

それによれば、アトランティスは、エジプトとアテナイと同時代に存在した理想的な国家制度れもつ大國で、そこには驚くほど美しい神殿、複雑な工学施設があつたという。盛んな商業の様子も次のような描写されている。「外海へ向かう水路や町一番の港は、世界各地からやって来た船舶や商人で満ちあふれ、昼も夜も彼らの話声や多種多様の騒音、雑音で、たいへんなにざわいを見せていた」。ところがプラトンは、これはすべて九〇〇〇年前の話だという。九〇〇〇年前といえは、氷河期時代末期、つまりクロマニヨン人の時代だ！

原始的な狩人と航海者であるアトランティスの民、洞窟の住人と商人が同時代ということがありえ得たろうか。信じがたい。氷河時代に文字があつたというのも認めるわけにはいかない。そういう考古学的データはない。

### 九千年前は本当か

プラトンのいう九〇〇〇年前という時代が間違っているのではなからうか。ではいつだろう。

古代、九〇〇〇は一万引く一〇〇〇、九〇〇〇は一〇〇〇引く一〇〇〇と記録されていた。エジプトで用いられていた小アジアの数字（現在のローマ数字）の表記ではMは一〇〇〇を意味した。ところが古代ギリシャではMは一万を意味した。ソロンはエジプトの古い記録からそのままエジプトのMを書き写し、彼の會孫はそれを古代ギリシャ式に理解したのだ。

こうして九〇〇〇〇の代わりに九〇〇〇〇〇という数字が出てきた。ソロンのエジプト訪問の年——BC五六〇年ごろを計算の基点とし、これより九〇〇〇年さかのぼると、BC一四六〇年ごろとなる。一〇〇〇—一五〇〇年の誤差はあり得るが、重要なのはこれでアトランティスがあるかに現実的な時代までくだったことだ。

プラトンは、アトランティスの位置について、「ギリシャ語でヘラクレスの柱と呼ぶ海峡のあなたにある島」というエジプトの神官の話をそのまま伝えており、そこから誤解が生じている。

彼の時代には、ヘラクレスの柱とは、ジブラルタル海峡兩岸の岬フェルセンとジャバル・ムーサのことだった。そうだとすればアトランティス島は大西洋の底に沈んでいることになる。しかしプラトンより一〇〇〇年前には、ヘラクレスの柱が全く別の場所を意味していた可能性もある。ではどこか。プラトンのテキストによれば、神官の語り伝えとして「ヘ

ラクレスのかなたに住む人々と、こちらに住むすべての人々とのあいだにいくさが起こった」とある。これは重要な指摘だ。アテナイとアトランティス王国の間にヘラクレスの柱を通る海の境界線があったということだ。従って柱はエーゲ海にあったとしか考えられない。しかしその場所を特定する前に、もう一つの矛盾点をはっきりさせておこう。

所在地はヒッタイト？

プラトンは、アトランティス王国全体が一つの島にあったとしている。だが、王国のあった平野の大きさを計算すると、途方もない面積となり、しかもさらにそのまわりを山々が囲んでいたという。これではほとんど大陸といってよい。島は一つではなかったのではないか。最大の島はエーゲ海にあり、小さくむしろ人工的な島にボセイドンとその妻のクレイトオの宮殿があったのではなからうか。

プラトンによれば、この王宮を堤で補強した三本の海水環状帯が取り囲み、その間に二本の陸地環状帯があった。石堀も築かれていた。ずいぶん立派な防壁ではないか。陸軍に攻められる恐れのない島国にそんなものが必要だろうか。アトランティスが海の中にあつたなら、水路口を切り開いて人工的な港をつくるのがなぜ必要だったのか。海岸に適当な港湾を見つけることができたはずだ。

プラトンのテキストの非常に多くの点が、アトランティスは海洋中ではなく、大陸の沿岸にあったことをほのめかしている。

アトランティスの位置については、ヘラクレスの柱に言及したほかに、プラトンはこう伝えている。「アテナイ人はアトランティス王国と対峙していた」。これは一般に、ギリシャ人がアトランティスとたたかっていたと理解されている。しかしもっと単純に、アテナイとアトランティスが向かい合った位置にあつたと解釈できるのではないだろうか。では現実にはアテナイの向かい側にあつた国は？

ヒッタイトだ！ プラトンが描写したアトランティスの首都のように、まるでコンパスで描いたかのような環状水路をもつ都市は、ヒッタイトにしかなかった。

ほかにもいくつかの一致点がある。たとえばプラトンの対話編には、ボセイドンは五組のふたごの男の子を産み育て、アトランティス島全体を一〇の地域に分け、最年長の子どもを王とし、他の子どもを執政官にすえたとある。一〇の地域に分割統治するという制度は、BC一五―一四世紀のヒッタイトに普及していた制度だ。

アトランティスの痕跡は？

さていよいよ、地図を広げて要塞島をもつ都市をさがす番だ。海から宮殿につながる一〇kmの水路を目標にしよう。何もない所に幅三プレトロン(約九六m)もの大水路と五本もの大環状帯を掘るには、信じがたいほどの規模の土木工事が必要だったはずだ。島が川沿いに、地形を利用して築かれていたと考える方がはるかに論理的だろう。古代の地図上でこの条件に唯一あてはまる都市は、海岸から数一〇km離れた所に位置するマイアンドロス川沿いのスウントだ。この都市はアテナイの真向かいにあり、そばには小さな入江がある。

ミウントはいまもうない。年代記によればこの都市は古代に思いがけない出来事により突然海に沈んだとされている。かつて入江の前にあつた大きな島も海中に没してしまつた。いま残っている部分は、スポラデスと呼ばれる諸島になっている。海岸の大部分も沈没してしまつた。

ではアトランティスの痕跡をさがすのは無理だろうか。そうではない。長い間水中に没していた陸地はまた上がり始めており、私の見解では、首都のあつた場所はいまもトルコ領内に存在している。古代の施設の遺構の幾層もの粘土や石灰の中に隠されており、発掘を待っている。

【APM】

## 反共主義と朝鮮戦争

—— KAL機「行方不明」事件の理解のために(四) ——

このシリーズは第三六二号から、本号で完結します。朝鮮半島の動向に、日本の支配階級はきわめて敏感です。金日成が「殺された」「死亡した」とのウワサが、東京経由で全世界にばらまかれた事実、二つのKAL機事件の異常な報道等々。

こうして考えてみると、朝鮮半島の動向は日本の将来とも深くかかわってくることは明らかです。そしてその窮極の原因は朝鮮戦争の理解にあるというわけです。

(編集部)

「どんな潜在的敵も殺せ」

一九五〇年一〇月から一二月まで、米軍は英軍、トルコ軍と共に北の国土の九〇%を占領した。

表面上米軍は韓国軍を先頭に立てたが、実は米軍が実権を掌握する体制だった。その体制の下で、李承晩の警察、韓国軍、青年グループ殺し屋、そして老かいな地主とその配下のガラクタ連中がやりたい放題に暴れたのである。DPRKは証拠をあげて、李承晩の軍と米軍が党幹部を虐殺し、市民大衆を大虐殺したと糾弾しているが、韓国や欧米西側はこれに沈黙で答え、何一つ反論を返していない。北側が米軍と韓国軍に占領されていた短い期間に殺された人の数は、DPRKからまとめた数字が出されていないが、黄海南道信州では一四万二七八八人の人口のうち三万五三三八三人が殺されたと報告されており、ソ連の数字では一九四九年から五年の間に一〇〇万人以上の生命が失われたとなっている。虐殺は至るところで起り、正確に一つ一つ確認できないほどだったことは間違いない。一九五一年国際民婦連代表団の報告、五二年国際民主法律家協会代表団の報告、ウィルフレッド・バーチエット、アラン・ウイニングトン両記者の記事には説得力がある。また虐殺を目撃した人々の証言もある。

総括していえば、李承晩は共産主義者とその疑いのあるものを絶滅するのだと述べ、彼の警察と軍はそれを運動としてやったことを第一に挙げねばならない。南でやったことを北では一層徹底にやったと考えるのは誤りだろうか。第二は、アメリカ軍のなかに朝鮮人の生命の蔑視があったことである。「どんな潜在的敵も殺せ」という命令、DPRKに反撃進攻する前に数百万ガロンのナパーム弾が投下された事実にはそれは現われている。一九五〇年退却するとき米軍はあらゆる町や村を焼き払っている。

見ざる、言わざる、聞かざる

最近英国で公開された保管文書は、労働党、保守党両政府の恥べき所業を暴露している。それは、ウイニングトン記者のルポ「私が朝鮮で見た事実」という小冊子の発行社デリー・ワーカー紙を、反逆罪で告訴するか否かを議論した閣議の記録である。告訴を思い止まった唯一の理由は、陪審判断で有罪と決まれば相当の刑は死刑以外にないということだったらしい。

ピクチュア・ポスト紙で没にされ、デリーワーカー紙に拾われたカメロン記者の李承晩の残虐行為に関する記事は、英国国連協会が「国連ニュース」に転載したいといったことがある。英外務省役人は「国連協会は最近常軌を逸している」と書き残しているが、この転載は許されなかった。

その他いろいろな証拠があるが、英国の外務省が李承晩の残虐行為の暴露を防止しようと懸命だったことは紛れもない事実である。



英国政府は李承晩政権の残虐行為を見ざる言わざる聞かざるの方針だった。一九五〇年一二月ソウルから外務省に続々と虐殺行為の事実が報告されたが、当局はこうした報告は政府を困難な立場に追いやるから、現地はこれ以上報告の重荷を負う必要はないと、現地にむき送っている。

英国の中国通外交官ジョン・ブラット卿は朝鮮戦争に反対し、追放された。一九五一年DPRKを訪問した婦人代表団の一員モニカ・フェルトン女史はスチープネージ・デイェロポイント社の会長を辞職させられた。マスコミは、デーリー・ワーカー紙以外はすべて南朝鮮について政府と共同歩調をとった。(デーリー・ワーカー紙は日本でいえば「赤旗」に当る)。

### 朝鮮人民軍と中国解放軍は深い結びつき

中国が義勇軍を派遣した当時、西側における中国の基本的イメージは、①中国はソ連の傀儡である、②他国に理由もなく介入したり、通常の外交作法を知らないという二つの組合せからできていた。中国の参戦は朝鮮戦が共産主義の侵略であり、共産主義陣営の共同行動であることを証明したと、西側ではいった。一九五一年二月国連は中国を侵略者だと非難する決議を採択した。中国には、米軍が国境に迫り、中国領土に足を踏み込む恐れがあった。中国参戦の理由、目的を真面目に理解しようとする姿勢が西側には全くなかった。朝鮮人民軍と中国解放軍との深い歴史的結びつきについての理解が西側には欠けていたし、金日成をスターリンの傀儡とする宣伝が人々の眼に蓋をしたのである。

当時中国は、この参戦は自衛のためだけでなく、朝鮮人民から中国解放に際して借りた血の負債を負っているためだと、明らかにしていた。

**後記** 以上でハリデーの論文の主要部分の紹介を終るが、ハリデーはさらに国連の捕虜と難民の取扱いを論じ、内戦の結果の難民と亡命者について書いている。それはベトナム難民の問題とも同質のものである。

解放後の朝鮮は、自由朝鮮の国造りをめぐって、革命勢力と反革命勢力が激しく争うという情勢にあった。そこへ米ソ両国が軍を進め、南北に分断された。ソ連はその占領下で朝鮮人民の自決権を尊重し、人民委員会を基礎とする新政権が樹立された。他方アメリカは反革命勢力を支持し、日本帝国主義の植民地支配の遺産を継承して人民委員会を解放させ、占領下で占領継続改権を樹立した。

結論は、朝鮮における革命と反革命の内戦に、アメリカが自ら育てた反革命政権支援のため介入した反革命戦争が朝鮮戦争だったということである。

この結論は、ブルース・カミングスの「朝鮮戦争の起源」と一致する。ハリデーの論もこれを論証している。

(若林熙)

### 資料2 KAL機事件と人権侵害真相調査団が報告

## 違法な手続き重ね「自白」に証拠能力なし

「朝鮮時報」は、三月一七日、二二日号で、「KAL機事件と在日朝鮮人への人権侵害真相調査団」の報告を掲載している。そのなかで、「真由美」とKAL機行方不明事件との関連性、彼女の身柄の南朝鮮移送の法的根拠、法的手続きをいっさい無視した「自白」など、法律家としての検討を加えたうえ、そこには法的問題点が多く、違法な手続きの積み重ねがあると、「自白」そのものも証拠能力をもっていないと指摘している。

法的手続きとまったく無縁

民主主義と正義が支配する国では、事実の解明は、それが犯罪事実に関するものであればそれぞれ定められた刑事訴訟法により捜査が行なわれ、その手続きによって裁判が行なわれるはずである。そして裁判は原則として公開され、国民は裁判を通じて真実に接し、被疑者の犯行を確認し、裁判が適正に行なわれているかどうか確認することができる。

KAL機事件の犯人とされる「真由美」は、奇妙なことにそのような手続きとはまったく無縁のなかで次々と「自白」し、「北の犯行」説の重要な役割を担っている。

もとをたどるとなぜ、どのような根拠で「真由美」は南朝鮮に移送されたのか、「真由美」の「自白」はどのような手続きで獲得されたのかを検討することは、「真由美」の「自白」の内容の点検とともに法律家としてはきわめて重大な関心事である。

そして、それらの検討が、KAL機事件と日・南朝鮮のマスコミの報道を吟味するためにはきわめて有意義なことと考えるのである。

KAL機事件を検討してゆく際、まず検討しなくてはならない点は、①「真由美」をめぐっていかなる犯罪が成立しているのか、②その犯罪と「真由美」との関わりはいかなるものか、③その犯罪捜査のために「真由美」に対しどのような取扱いが許されるかという諸点である。

「爆破」裏付ける物的証拠はない

「真由美」事件に関し、問題とされてきた犯罪は(1)KAL機の爆破(2)日本旅券の偽造および行使である。

日本旅券の偽造および行使については、それによって侵害されるのは、日本政府の文書(旅券)の信用性である。そして日本の刑法は、公文書偽造罪(百五十五条)および同行使罪(百五十八条)を処罰し、これらの犯罪については犯人の国籍と犯罪地のいかんを問わず適用するという保護主義をとっていることから(二一条)、日本旅券の偽造、行使については、日本政府が裁判権を持ち、それに伴ない捜査権も有することになる。

問題なのは、KAL機の「爆破」についてである。KAL機の「爆破」については、現在にいたるまでそれを裏付ける物的証拠はない。南朝鮮当局は、八七年一月一日ビルマ船がアンダマン海上で救命ボートなど二十点余の漂流物を発見、回収したことを唯一の物的証拠としてあげているが、それは機体の装備品にすぎず、それ自体が爆破されたことを示す痕跡はなく爆破の物的証拠としてはまったく無価値のものである。

それゆえ、爆破か事故かなど、そもそもKAL機をめぐる犯罪が存在するのか、不明な段階では、裁判権・捜査権の行使は不可能なはずである。

仮にKAL機爆破という事実が、客観的に各種の証拠から認められる場合、爆破事犯の捜査・裁判権は、七一年「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」(モントリオール条約)によって律せられることになる。すなわち、航空機爆破の裁判権は、①航空機の登録国②航空機が犯人を乗せたまま着陸した国③航空機が賃貸された賃借人の本国、の三つが指定される。しかし、犯人の身柄を現に抑留している国はこれら三国に身柄を引き渡すか自国で訴追するかを選択権を持つ。それゆえ、KAL機爆破を前提とすれば、南朝鮮当局は先の条約にもとづき捜査権か裁判権を有するが、現に「真由美」の身柄を抑留していたバレーン政府の権限が優先することは言うまでもない。

ちなみに、KAL機爆破に適用される南朝鮮法としては、航空法百二十条、「国家保安法」四条が考えられるが、その容疑自体薄弱なものであることは前述のとおりである。(つづく)